

藤井川ダム操作規則

第1章 総 則

(通 則)

第1条 藤井川ダムの操作については、この規則の定めるところによる。

(ダムの用途)

第2条 藤井川ダムは、洪水調節、流水の正常な機能の維持並びに特定かんがい用水、及び水道用水の供給をその用途とする。

第2章 貯水池の水位等

(洪 水)

第3条 洪水は、流水の貯水池への流入量（以下「流入量」という。）が毎秒 40 立方メートル以上である場合における当該流水とする。

(洪水期間及び非洪水期間)

第4条 洪水期間及び非洪水期間は、次に規定する期間とする。

(1) 洪水期間 6月21日から10月10日までの間

(2) 非洪水期間 10月11日から翌年6月20日までの間

(かんがい期間)

第5条 かんがい期間は、4月1日から9月20日までの間とする。

(水位の測定)

第6条 貯水池の水位（以下「水位」という。）は、ダム本体直上流に設置された水位計により測定するものとする。

(常時満水位)

第7条 貯水池の常時満水位（以下「常時満水位」という。）は、標高 45.5 メートルとし、第16条の規定により洪水調節を行う場合及び第18条の規定により洪水に達しない流水の調節を行う場合を除き、水位をこれより上昇させてはならない。

(サーチャージ水位)

第8条 貯水池のサーチャージ水位は、標高 54.5 メートルとし水位をこれより上昇させてはならない。

(制限水位)

第9条 洪水期間における貯水池の最高水位（以下「制限水位」という。）は、標高 40.9 メートルとし、
第 16 条の規定により洪水調節を行う場合及び第 18 条の規程により洪水に達しない流水の調節を行う
場合を除き、水位をこれより上昇されてはならない。

（最低水位）

第10条 貯水池の最低水位は、標高 35.9 メートルとする。

第3章 貯水池の用途別利用

（洪水調節等のための利用）

第11条 洪水調節及び洪水に達しない流水の調節は、洪水期間にあっては標高 40.9 メートルから標高
54.5 メートルまでの容量 3,750,000 立方メートルを利用して、非洪水期間にあっては、標高 45.5 メー
トルから標高 54.5 メートルまでの容量 2,767,000 立方メートルを利用して行うものとする。

（流水の正常な機能の維持及び特定かんがい用水の供給のための利用）

第12条 流水の正常な機能の維持は、洪水期間にあっては、標高 35.9 メートルから標高 40.9 メートル
までの容量 446,000 立方メートルのうち最大 145,000 立方メートル、非洪水期間にあっては、標高 35.9
メートルから標高 45.5 メートルまでの容量 1,445,000 立方メートルのうち最大 614,000 立方メートル
を利用して行うものとする。

2 かんがい用水の補給等は、かんがい期間のうち 4 月 1 日から 6 月 20 日までの間にあっては、標高
35.9 メートルから標高 45.5 メートルまでの容量 1,445,000 立方メートルのうち最大 354,000 立方メー
トル、6 月 21 日から 9 月 20 日までの間にあっては、標高 35.9 メートルから標高 40.9 メートルま
での容量 446,000 立方メートルのうち最大 119,000 立方メートルを利用して行うものとする。

（水道用水の供給のための利用）

第13条 水道用水の供給は、洪水期間にあっては標高 35.9 メートルから標高 40.9 メートルまでの容量
446,000 立方メートルのうち最大 182,000 立方メートル、非洪水期間にあっては、標高 35.9 メートル
から標高 45.5 メートルまでの容量 1,445,000 立方メートルのうちのうち最大 477,000 立方メートルを
を利用して行うものとする。

第4章 洪水調節等

（洪水警戒体制）

第14条 水戸上木事務所長（以下「所長」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合において
は、洪水警戒体制をとらなければならない。

(1) 水戸地方気象台から降雨に関する注意報又は警報が発せられ、洪水の発生が予想されるとき。

(2) その他洪水が予想されるとき。

2 所長は、第18条の規定により洪水に達しない流水の調節を行おうとする場合において必要があると認めるときは、洪水警戒体制をとることができる。

(洪水警戒体制時における措置)

第15条 所長は、前条の規定により洪水警戒体制をとったときは、直ちに、次に定める措置をとらなければならない。

- (1) 土木部河川課ダム砂防室、国土交通省関東地方整備局常陸河川国道事務所、水戸地方気象台、城里町、水戸市その他の関係機関との連絡並びに気象及び水象に関する観測及び情報の収集を密にすること。
- (2) ゲート並びにゲートの操作に必要な機械並び器具の点検及び整備、予備電源設備の試運転その他ダムの操作に関し必要な措置をとること。

(洪水調節)

第16条 所長は、ダム下流の河川の整備がなされるまでの間、次の各号に定めるところにより洪水調節を行わなければならない。ただし、所長は、ダム下流の河川の整備がなされるまでの間、気象、水象、その他の状況により特に必要と認める場合においては、これによらないことができる。

- (1) 流入量が毎秒40立方メートルに達した後毎秒345立方メートルに達するまでは、毎秒 $\{(流入量 - 40) \times 0.36 + 40\}$ 立方メートルを、流入量が毎秒345立方メートルを超えた後最大に達するまでは毎秒 $\{(流入量 - 70) \times 0.29 + 70\}$ 立方メートルを放流すること。
- (2) 前号の規定による放流を開始した後において、流入量が毎秒345立方メートルを超えずに最大に達した後は毎秒 $\{(前号の規定による放流中における最大流入量 - 40) \times 0.36 + 40\}$ 立方メートルを、流入量が毎秒345立方メートルを超えて最大に達した後は毎秒 $\{(前号の規定による放流中における最大流入量 - 70) \times 0.29 + 70\}$ 立方メートルを、流入量がこの号の規定による放流量又は前号の規定による放流中における最大流入量と等しくなるまで放流すること。
- (3) 前号の規定による放流を開始した後において、流入量が第1号の規定による放流中における最大流入量を超えた後は、前2号の規定により放流すること。
- (4) 次条の規定により放流を行っている場合において、流入量が毎秒345立方メートルを超えずに再び増加したときは、流入量が次条の規定による放流量と等しくなった時から毎秒 $\{(当該等しくなった時の放流量 - 40) \times (1/0.36) + 40\}$ 立方メートルに等しくなるまで、当該等しくなった時の放流量に等しい水量を放流し、流入量が毎秒345立方メートルを超えて再び増加したときは、流入量が次条の規定による放流量と等しくなった時から毎秒 $\{(当該等しくなった時の放流量 - 70) \times (1/0.29) + 70\}$ 立方メートルに等しくなるまで、当該等しくなった時の放流量に等しい水量を放流すること。
- (5) 前号の規定による放流を開始した後において、流入量が毎秒345立方メートルを超えずに前号に規定する毎秒 $\{(当該等しくなった時の放流量 - 40) \times (1/0.36) + 40\}$ 立方メートルに等しくなった後、又は流入量が毎秒345立方メートルを超えて前号に規定する毎秒 $\{(当該等しくなった時の放流量 - 70) \times (1/0.29) + 70\}$ 立方メートルに等しくなるまで、当該等しくなった時の放流量に等しい水量を放流すること。

量-70)×(1/0.29)+70} 立方メートルに等しくなった後は、前各号の規定により放流すること。
(洪水調節等の後における水位の低下)

第17条 所長は、前条の規定により洪水調節を行った後又は次条の規定により洪水に達しない流水の調節を行った後(第21条第6号において「洪水調節等の後」という。)において、水位が、洪水期間にあっては制限水位、非洪水期間にあっては常時満水位を越えているときは、速やかに、水位を制限水位又は常時満水位に低下させるため、下流に支障を与えない程度の流量を限度として、ダムから放流を行わなければならない。

(洪水に達しない流水の調節)

第18条 所長は、気象、水象その他の状況により必要と認める場合においては、細則で定めるところにより、洪水に達しない流水についても調節を行うことができる。

(洪水警戒体制の解除)

第19条 所長は、洪水警戒体制を維持する必要がなくなったと認める場合においては、細則で定めるところにより、これを解除しなければならない。

第5章 貯留された流水の放流

(流水の貯留制限)

第20条 所長は、水戸市下国井町地点に設置された下国井流量観測所の流量が、別表第1に掲げる流量未満のときは、貯水池に流入する流量を貯留しないものとする。

(貯留された流水を放流することができる場合)

第21条 ダムによって貯留された流水は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り放流することができる。

- (1) 水位がサーチャージ水位をこえるとき。
- (2) 水位が常時満水位をこえるとき。
- (3) 非洪水期間から洪水期間に移るに際し水位を制限水位に低下させるとき。
- (4) 洪水期間において水位が制限水位を超えるとき。
- (5) 第16条の規定により洪水調節を行うとき。
- (6) 第17条の規定により洪水調節等の後における水位の低下をされるとき。
- (7) 第18条の規定により洪水に達しない放流の調節を行うとき。
- (8) 第24条の規定により流水の正常な機能の維持及び特定かんがい用水の供給のための放流を行うとき。
- (9) 第25条の規定により水道用水の供給のための放流を行うとき。
- (10) 第20条の規定により貯留制限を行うとき。
- (11) 第28条の規定によりゲートの点検又は整備を行うため特に必要があるとき。

(12) その他特にやむを得ない理由により放流を行うとき。

(放流の原則)

第 22 条 所長は、ダムから放流を行う場合においては、細則で定めるところにより、放流により下流に急激な水位の変動を生じないよう、かつ、放流が無効放流とならないよう努めるものとする。

(放流量)

第 23 条 ダムから放流を行う場合においては、ダムからの放流量は、次の各号に掲げる量を超えないようにしなければならない。

- (1) 第 21 条第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 7 号又は第 10 号の場合においては、流入量に相当する量。
- (2) 第 21 条第 3 号、第 11 号又は第 12 号の場合においては、毎秒 40 立方メートル。
- (3) 第 21 条第 5 号、第 6 号、第 8 号又は第 9 号の場合においては、それぞれ第 16 条、第 17 条、第 24 条又は第 25 条の規定による放流量。

(流水の正常な機能の維持及び特定かんがい用水の供給のための放流量)

第 24 条 所長は、流水の正常な機能の維持及び特定かんがい用水の供給のため必要があると認める場合においては、次に定めるところにより必要な量をダムから放流しなければならない。

- (1) ダム下流の正常な流水の機能を維持するため、ダム直下地点において別表第 2 に掲げる水量を、藤井川基準点において別表第 3 に掲げる水量をそれぞれ確保できるよう必要な流量をダムから放流しなければならない。
ただし、ダムからの放流量は、毎秒 0.653 立方メートルを越えないものとする。
- (2) 西田川沿岸の特定かんがい用水のため、東茨城郡城里町仲郷地点において、別表 4 に掲げる水量を確保できるよう必要な流量をダムから放流しなければならない。ただし、ダムからの放流量は、毎秒 0.093 立方メートルを越えないものとする。
- (3) 前沢川沿岸の特定かんがい用水の供給のため、東茨城郡城里町磯野地点において別表 5 に掲げる水量を確保できるよう必要な流量をダムから放流しなければならない。ただし、ダムからの放流量は、毎秒 0.057 立方メートルを越えないものとする。

(水道用水の供給のための放流)

第 25 条 所長は、水道用水の供給のため必要があると認める場合においては、毎秒 0.378 立方メートルの流水を水戸市下国井地点において確保できるよう必要な流量をダムから放流しなければならない。

(放流に関する通知等)

第 26 条 所長は、ダムによって貯留された流水を放流することによって流水の状況に著しい変化を生ずると認める場合において、これによって生ずる危害を防止するため必要があると認めるときは、細則で定めるところにより、関係機関に通知するとともに、一般に周知させるため必要な措置をとらなければならない。

(ゲート等の操作)

第 27 条 ダムから放流を行う場合のゲート及びバルブ（以下「ゲート等」という。）の操作については、細則で定める。

第6章 点検整備等

(点検及び整備)

第28条 所長は、細則で定める基準に従い、次に掲げる施設等を常に良好な状態に保つため、必要な計測、点検及び整備を行わなければならない。

- (1) ダム本体
- (2) ゲート等
- (3) ゲート等を操作するため必要な機械及び器具
- (4) 警報、通信連絡、観測等のため必要な設備
- (5) 監視、清掃のため必要な船舶
- (6) 警報のため必要な車両
- (7) 前各号に掲げるものの操作のため必要な資材

2 所長は、ゲート等及び予備電源設備を常に良好な状態に保つため適時試運転を行わなければならない。

(調査及び測定)

第29条 所長は、細則で定める基準に従い、ダムを操作するため必要な気象、水象等の調査又は測定を行わなければならない。

(記録)

第30条 所長は、ゲート等を操作し、第28条の規定による計測、点検及び整備を行い、又は前条の規定による調査若しくは測定を行ったときは、細則で定める事項を記録しておかなければならない。

第7章 雜 則

(細 則)

第31条 この規則を実施するため必要な細則は、知事が別に定めるものとする。

付 則

この訓令は、公布の日から施行する。

付 則

この訓令は、平成17年2月1日から施行する。ただし、第2条、第4条、第7条及び第15条の改正規定、第16条の改正規定（「常北町」を「城里町」に改める部分を除く。）、第17条、第19条、第24条、第30条から第33条まで、第35条、第37条、第38条及び別表第1から別表第4までの改正規定、

別表第5の改正規定（「常北町役場」を「城里町役場」に改める部分を除く。）並びに別表第6の改正規定は、交付の日から施行する。

付 則

この訓令は、平成22年4月1日から施工する。

別表第1（第20条関係）貯留制限流量

期 間	貯留制限流量 (毎秒立方メートル)
3月25日から 4月25日まで	29.141
4月26日〃 5月10日〃	31.613
5月11日〃 6月30日〃	30.587
7月 1日〃 7月 5日〃	30.787
7月 6日〃 9月 5日〃	32.976
9月 6日〃 9月20日〃	29.239
9月21日〃 9月30日〃	29.141
10月1日〃 3月24日〃	24.241

別表第2（第24条関係）ダム直下地点で確保すべき水量

期 日	用水量 (毎秒立方メートル)
1月 1日から 4月10日まで	0.396
4月11日〃 4月20日〃	0.450
4月21日〃 4月30日〃	0.559
5月 1日〃 5月10日〃	0.631
5月11日〃 6月10日〃	0.653
6月11日〃 9月10日〃	0.535
9月11日〃 9月20日〃	0.522
9月21日〃 12月31日〃	0.396

別表第3（第24条関係）藤井川基準地点で確保すべき水量

期 日	用水量 (毎秒立方メートル)
1月 1日から 12月31日まで	0.510

別表第4（第24条関係）東茨城郡城里町仲郷地点で確保すべき水量

期 日	用水量 (毎秒立方メートル)
5月 1日から 6月20日まで	0.093
6月21日から 9月20日まで	0.086

別表第5（第24条関係）東茨城郡城里町磯野地点で確保すべき水量

期 日	用水量 (毎秒立方メートル)
5月 1日から 6月20日まで	0.057
6月21日から 9月20日まで	0.052

藤井川ダム警報区域図

—	警報車巡回
○	サイレン塔
△	警報板
●	観測所
□	スピードカー

